

徳島県オンライン活用海外販路開拓事業費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、県内中小企業者等の海外展開を支援し、地域経済活性化を図るため、越境EC参入やバーチャル展示会出展等、オンラインの活用による海外販路開拓の取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者・小規模企業者であること。
- (2) 徳島県内に本店の登記を行っている法人又は住民登録を行っている個人事業主であること。
- (3) 直近1年間以上の営業実績があり、この期間に決算を行っていること。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（別紙1）
- (2) 経費明細表（計画）（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事が定める期日は、別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、取得財産等管理台帳（様式第2号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「知的財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく知的財産

権等取得等届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第6条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の区分ごとに配分された額について、その20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合をいう。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる場合をいう。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（変更の承認の申請等）

第7条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、補助事業遅延等報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第7号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業実績書（別紙3）
 - (2) 経費明細表（実績）（別紙4）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定のあった年度の3月末日のいずれか早い期日までにしなければならない。

（補助金の請求）

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第8号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第10条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（証拠書類等の保管）

第11条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第17条の規定による知事の承認を受けようとする者は、取得財産等の

処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格単価50万円以上のものとする。
- 3 規則第17条の知事が定める期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、経済産業大臣が定める期間とする。
- 4 知事は、規則第17条の承認をする場合、当該取得財産等が前項に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象経費（税抜）		補助率等
補助対象事業 （1）越境ECサイトへの出店 （2）越境ECサイト構築 （3）バーチャル展示会出展 （4）WEBでのセールスプロモーション （5）映像コンテンツ作成 （6）その他オンラインを活用した海外販路開拓業務	報償費	専門家謝金（補助事業の遂行に直接必要なものに限る）	補助率2分の1以内 上限50万円 申請は1事業者1度限り
	役務費	越境ECサイト開設料、バーチャル展示会出展料、翻訳・通訳手数料、広告費等	
	委託費	映像コンテンツ作成費、越境ECサイト作成費等	
	借損費	動画撮影機器・撮影会場借上料、出展に係る機材等の使用料等	